

「徳島県環境審議会」について

1 審議会の設置目的

- ・ 設置根拠 徳島県環境審議会設置条例

気候変動、生活環境（大気、水質、農用地の土壌、廃棄物等）や自然環境、鳥獣、温泉法関係など、本県の環境に関する重要事項の調査審議。

2 委員及び任期

条例

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 環境の保全に関し学識経験のある者
- 二 市町村長又はその指名する職員
- 三 関係行政機関の職員

- 3 前項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 前項の委員は、再任されることができる。

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

3 部会

- ・ 設置根拠 徳島県環境審議会運営規程

環境政策部会 環境政策に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。）

生活環境部会 大気汚染防止に係る重要事項

水質汚濁防止に係る重要事項

農用地の土壌の汚染防止に係る重要事項

その他公害に関する重要事項

廃棄物の処理に係る重要事項

自然環境部会 自然環境の保全に関する重要事項

鳥獣部会 鳥獣保護及び狩猟に関する法律に関する事項

温泉部会 温泉法に関する事項

4 会議

- ・ 根拠 徳島県環境審議会公開要領

審議会は原則公開、委員としての意見は公表。